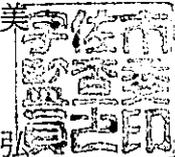


監査告示第7号

令和5年4月25日付け監査第0425001号で提出した財政援助団体
等監査結果報告に対し、宇佐市長から措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月30日

宇佐市監査委員	佐藤	博美	
宇佐市監査委員	衛藤	義弘	



安地域第 0609001 号
令和 5 年 6 月 9 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 衛藤 義弘 様

宇佐市長 是永 修治
(安心院支所 地域振興課)



令和 4 年度財政援助団体等監査における指摘事項等に対する措置状況
について (報告)

令和 5 年 4 月 25 日付監査第 0425001 号で報告のあった財政援助団体等
監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

【深見地区まちづくり協議会】

1. 指摘事項

- ・該当なし

2. 注意事項

(1) 交付金事務について

基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。
今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領、規約等を遵守し、適正な
交付金事務を執行されたい。

- ① 令和 3 年度の実績報告書で期限内に提出されていないもの
- ② 令和 2 年度の交付金実績報告書に添付された決算書の額と総会資料の決
算書の額に相違があるもの

・措置状況

令和 2 年度 of 総会資料は、事業毎に按分計上していた決算額を一つの事業
にまとめて計上していたため、決算額総額に相違はありませんが、事業毎の
額と実績報告書の額との間で相違がでていました。また、実績報告書の提出

期限については、規定の提出日を過ぎたものがありました。今後はこのようなことがないように、書類の管理や提出期限の徹底等、宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領等に従い、適切な運用を図ってまいります。

3. 要望事項

(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について

令和4年度の運用要領から、「参考様式集」が追加されているので、今後すみやかに新様式へ移行されることを要望する。

(2) 協議会の運営について

地域主体のまちづくり協議会においては、一つの集落だけでは解決できない諸問題を、関係団体で連携して取り組んでいる。また、市内の協議会では持続的な運営に向けて、財源や人材の確保が課題となっている。

深見地区まちづくり協議会においても、協議会を運営していく上で様々な問題を抱えていると思われる。協議会設立から10年が経過し、これまでの取組みを検証し解決していくために、まちづくり計画の改定も行っている。

これまでも多くの地域活動を熱心に行い、その結果平成29年には、それまでの取組みが評価され総務大臣賞を受賞している。

引き続き、新計画・組織体制のもと、諸問題解決のため新たな活動にも取り組み、また地域資源等の活用を図ることにより、自主財源の確保にも努め、住民ニーズに応じた事業活動に積極的に取り組むとともに、今後もきめ細やかで柔軟な対応による地域住民主体のまちづくりが行われることを期待する。

・措置状況

会計等の各種必要書類については、宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領に従い、必要に応じて様式の追加・変更等の見直しを行います。

深見地区まちづくり協議会では、設立から10年を迎えた際に、新たなまちづくり計画書の策定に加え、必要な組織の見直し等を行い、地域の諸課題解決へ向けた活動を行っています。今後も自主財源獲得へ向けた商品開発など、新たな活動を行い、住民主体のまちづくりを行っていきます。

【安心院支所地域振興課】

1. 指摘事項

- ・該当なし

2. 注意事項

(1) 交付金事務について

基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領等を遵守し、適正な交付金事務を執行されるとともに、交付団体への指導を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

- ①令和3年度の実績報告書で期限内に提出されていないもの

・措置状況

宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領に従い、各種書類の提出期限について交付団体へ必要な指導を行ってまいります。

3. 要望事項

(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について

令和4年度から運用要領に必須項目を具体的に示した「参考様式集」を追加し、より公平公正な補助金申請及び審査が出来るような努力をしている。今後、各協議会に対し新様式への移行が速やかに行われるように指導することを要望する。

(2) 事業チェックリストについて

令和5年度から各協議会において、事業チェックリストによるセルフチェックを実施することとしているので、各協議会への周知徹底を要望する。

・措置状況

参考様式については、令和4年度から必須項目等を示し、順次、既存様式に変更等を行うよう指導しています。事業チェックリストについては、令和5年度より、交付団体がセルフチェックを行えるよう整備を行いました。今後も定期的に交付団体への通知等を行い、適切な運用が図られるよう徹底してまいります。



院振第0531001号
令和5年5月31日

宇佐市監査委員 佐藤博美様
宇佐市監査委員 衛藤義弘様

宇佐市長 是永修治
(院内支所地域振興課)



令和4年度財政援助団体等監査における指摘事項等に対する措置状況
について（報告）

令和5年4月25日付監査第0425001号で報告のあった定期監査結果に
ついて、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

【両川地区まちづくり協議会】

1. 指摘事項

・該当なし

2. 注意事項

(1) 交付金事務について

基本的な交付金の事務処理に適性を欠くものが以下のとおり確認された。
今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領、規約等を遵守し、適正な交付
金事務を執行されたい。

- ①令和2年度の交付申請書、実績報告書で期限内に提出されていないもの
- ②令和2年度の領収書でレシート形式で宛名がないもの又は宛名が間違っているもの
- ③令和2年度及び令和3年度の予算額が交付申請と実績報告で整合していないもの
- ④「宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金積立計画協議書」に必要書類が添付されていないもの

・措置状況

担当課と協議の上、交付金の申請及び報告に加え予算の管理について、より適正な執行を行います。

3. 要望事項

(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について

令和4年度の運用要領から、「参考様式集」が追加されているので、今後すみやかに新様式へ移行されることを要望する。

・措置状況

令和4年度より追加された新しい要領を参考に、今後の予算の執行を行います。

(2) 協議会の運営について

地域主体のまちづくり協議会においては、一つの集落だけでは解決できない諸問題を、関係団体で連携して取り組んでいる。また、市内の協議会では持続的な運営に向けて、財源や人材の確保が課題となっている。

両川地区まちづくり協議会においても、協議会を運営していく上で様々な問題を抱えていると思われる。協議会設立から10年が経過し、これまでの取組みを検証し解決していくために、まちづくり計画の改定も行っている。

これまでも多くの地域活動を熱心に行い、新計画・組織体制のもと、諸問題解決のため新たな活動にも取り組み、また、地域資源等の活用を図ることにより、自主財源の確保にも努め、住民ニーズに応じた事業活動に今後も積極的に取り組むとともに、今後もきめ細やかで柔軟な対応による地域住民主体のまちづくりが行われることを期待する。

・措置状況

当協議会の運営については、上記のご指摘のとおり、まちづくり協議会の設立から10年の月日が経過し、多種多様な地域課題や地域住民からの要望も出ています。そんな中、地域を守る事や地域の魅力を外に発信することなど協議会ができること一つ一つに目を向け、今後もより積極的な事業活動とともに、地域住民と一体となるまちづくりを行います。

【院内支所地域振興課】

1. 指摘事項

- ・該当なし

2. 注意事項

(1) 交付金事務について

基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。
今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領等を遵守し、適正な交付金事務を執行されるとともに、交付団体への指導を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

- ①令和2年度の交付申請書・実績報告書で期限内に提出されていないもの
- ②令和2年度の領収書でレシート形式で宛名がないもの又は宛名が間違っているまま受け付けされているもの
- ③「宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金積立計画協議書」に必要書類が添付されていないもの

・措置状況

事務処理の適正な執行のため交付団体に対して指導・改善を図っていきます。

(2) 文書事務について

基本的な文書事務処理に適性を欠くものが以下のとおり確認された。
今後は、文書に関する例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な文書事務を執行されたい。

- ①回議書、供覧書の決裁日、供覧完了日の記載がないもの

・措置状況

適正な文書事務の執行に努めていきます。

3. 要望事項

(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について

令和4年度から運用要領に必須項目を具体的に示した「参考様式集」を追加し、より公平公正な補助金申請及び審査が出来るような努力をしている。今後、各協議会に対し新様式への移行が速やかに行われるように指導することを要望する。

・措置状況

令和4年度より導入した「参考様式集」については、更なる改善の余地があるとともに、その運用に至っては更なる推進を目指していくことで関係課とも協議をしているところです。今後、より公正公平な交付金の運用のため「参考様式集」の充実と各協議会への普及を目指していきます。

(2) 事業チェックリストについて

令和5年度より各協議会において、事業チェックリストによるセルフチェックを実施することとしているので、各協議会への周知徹底を要望する。

・措置状況

チェックリストによるセルフチェックにつきましては、交付団体への周知徹底を行います。



院振第0531001号

令和5年5月31日

宇佐市監査委員 佐藤博美様
宇佐市監査委員 衛藤義弘様

宇佐市長 是永修 洋
(院内支所地域振興課)



令和4年度財政援助団体等監査における指摘事項等に対する措置状況
について（報告）

令和5年4月25日付監査第0425001号で報告のあった定期監査結果に
ついて、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

【高並谷まちづくり協議会】

1. 指摘事項

- ・該当なし

2. 注意事項

(1) 交付金事務について

基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。
今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領、規約等を遵守し、適正な交付
金事務を執行されたい。

- ①事務局賃金について、月毎ではなく年度末に一括して支払いが行われていたもの
- ②「宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金積立計画協議書」に必要書類が添付されていないもの

・措置状況

- ①事務局賃金について、事務局員は勤務日、勤務時間等を雇用者から拘束を受けるものではなく、ボランティアの延長として従事しているものですので労働者には当たらないと考えていますが、支払方法につきましては、今後担当課と相談してよりよい方法を検討したいと思っております。
- ②宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金積立計画協議書について、今後、添付の必要な書類があれば添付します。

3. 要望事項

(1) 交付金事務について

令和2年度交付金事業で交付金により購入した物品等を他に寄贈していたため令和3年度に交付金を返還していたものが確認された。

令和4年度の運用要領から「(7)禁止事項」が追加されているので、その内容等については、今後十分注意して対応することを要望する。

・措置状況

令和2年度より担当課と協議を重ね対応しております。令和4年度より禁止事項にも取り上げられたことより、より一層の注意と交付金の適正な執行に努めていきます。

(2) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運営要領について

令和4年度の運用要領から、「参考様式集」が追加されているので、今後すみやかに新様式へ移行されることを要望する。

・措置状況

令和4年度より追加された新しい要領を参考に、今後の予算の執行を行います。

(3) 協議会の運営について

地域主体のまちづくり協議会においては、一つの集落だけでは解決できない諸問題を、関係団体で連携して取り組んでいる。また、市内の協議会では持続的な運営に向けて、財源や人材の確保が課題となっている。

高並谷まちづくり協議会においても、協議会を運営していく上で様々な問題を抱えていると思われる。協議会設立から10年が経過し、これまでの取組みを検証し解決していくために、まちづくり計画の改定も行っている。

これまでも多くの地域活動を熱心に行い、新計画・組織体制のもと、諸問題解決のため新たな活動にも取り組み、また、地域資源等の活用を図ることにより、自主財源の確保にも努め、住民ニーズに応じた事業活動に今後も積極的に取り組むとともに、今後もきめ細やかで柔軟な対応による地域住民主体のまちづくりが行われることを期待する。

・措置状況

地域の少子化や後継者不足など様々な課題がある中、協議会としては次の10年に向けて様々な取り組みをしています。今後も地域住民と一体になりまちづくりを行うことで、より住民のニーズに対応した活動や、地域を中から守り、外へ魅力を発信できるような活動にも積極的に取り組んでいきます。

【院内支所地域振興課】

1. 指摘事項

- ・該当なし

2. 注意事項

(1) 交付金事務について

基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。
今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領等を遵守し、適正な交付金事務を執行されるとともに、交付団体への指導を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

- ①「宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金積立計画協議書」に必要書類が添付されていないもの

- ・措置状況

現在の運用では必要書類を求めています。今後の運用について改善する方向で検討します。

(2) 文書事務について

基本的な文書事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。
今後は、文書に関する例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な文書事務を執行されたい。

- ①回議書、供覧書の決裁日、供覧完了日の記載がないもの

- ・措置状況

適正な文書事務の執行に努めていきます。

3. 要望事項

(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について

令和4年度から運用要領に必須項目を具体的に示した「参考様式集」を追加し、より公平公正な補助金申請及び審査が出来るような努力をしている。今後、各協議会に対し新様式への移行が速やかに行われるように指導することを要望する。

- ・措置状況

令和4年度より導入した「参考様式集」については、更なる改善の余地があるとともに、その運用に至っては更なる推進を目指していくことで関係課とも協議をしているところです。今後、より公正公平な交付金の運用のため「参考様式集」の充実と各協議会への普及を目指していきます。

(2) 事業チェックリストについて

令和5年度より各協議会において、事業チェックリストによるセルフチェックを実施することとしているので、各協議会への周知徹底を要望する。

・措置状況

チェックリストによるセルフチェックにつきましては、交付団体への周知徹底を行います。

(3) 交付金事務について

令和2年度交付金事業で交付金により購入した物品等を他に寄贈していたため、令和3年度に交付金が返還されたものが確認された。

令和4年度の運用要領から追加した「(7)禁止事項」の内容等については、今後十分周知することを要望する。

・措置状況

要領等を確認の上より適正な指導・改善を協議会に図っていきます。